

# 商品説明書(お客さま用)

(2023年3月1日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済用普通預金           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 当行所定の手続により「無利息特約」を申し込んだ各種普通預金(普通預金、残高別金利型普通預金等)を総称して決済用普通預金といいます。</li> </ul> </li> </ul>
2. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金には、払い戻しに関する期間の定めはありませんので、随時、払い戻しできます。</li> </ul>
3. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人および法人のお客さま</li> </ul>
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行の国内本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当行のATMコーナー等でも、お預け入れできます。</li> <li>・ 1円以上、1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法 (1)払戻方法 (2)払戻金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行の国内本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当行のATMコーナーや全国のオンライン提携金融機関等でも、お引き出しできます。</li> <li>・ 積立の自動振替や公共料金の自動引落等、ご契約による自動的な払い戻しもご利用いただけます。</li> <li>・ 1円以上、1円単位</li> </ul>
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利息は付きません。</li> <li>※ 有利息の各種普通預金を決済用普通預金に切り替えた場合、切替前の普通預金の利息については切替前の普通預金の利息計算方法にしたがって計算し、切替時に精算します。</li> </ul>
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行の国内本支店窓口で、既存の普通預金から決済用普通預金にお切り替えされる場合は、収入印紙(200円/口座)が必要となります。</li> <li>・ キャッシュカードによるお預け入れ・払い戻し等の際に、当行およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。</li> <li>・ 無利息特約の利用にあたり、当行所定の手数料がかかることがあります。</li> <li>・ 2年以上一度もお預け入れ、お振り込み、払い戻し等の取引(利息の元本への組入れ、本手数料の引落しは除きます)がない場合、年間1,100円(税込)の手数料がかかることがあります(一定の条件により対象外となります)。残高不足等により本手数料の引落しができない場合は、残高を手数料の一部としていただき、原則解約させていただきます。</li> <li>・ 2021年4月以降に開設した口座において、紙の通帳を利用される場合、年間550円(税込)の手数料がかかります(一定の条件により対象外となります)。残高不足等により本手数料の引落しができない場合は、紙の通帳のご利用ができなくなります。</li> </ul>
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の決済用普通預金は、総合口座取引の貸越に利用することができます。</li> </ul>
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険の対象です(全額が保護されます)。</li> <li>預金保険については窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
10. 元本欠損リスクと要因	-
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	-
12. 想定されるリスク	-
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</li> <li>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>
14. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済用普通預金を、有利息の各種普通預金に切り替えることはできません。</li> <li>・ 決済用普通預金が総合口座として利用されている場合、総合口座貸越の担保となっている定期預金等については、預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。</li> <li>・ 決済用普通預金が総合口座として利用されている場合、貸越金の利息については、切替前の普通預金と同一の利息計算期間とし、利息決算日の翌日に、決済用普通預金口座から自動的に引き落とします。ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。</li> <li>・ 決済用普通預金として利用するために無利息特約を申し込んだ各種普通預金については、当該預金の商品説明書も合わせてご参照ください。</li> </ul>